

社会福祉 あきた

NO.
362
2021.10.28



特集

P2 I 優良社協表彰受賞 秋田市社会福祉協議会

P4 II 重層的支援体制整備事業

- P6 令和3年度秋田県ケアラー支援・普及啓発事業
- P7 緊急小口資金等の特例貸付のご案内
「あきた子ども応援ネットワーク」の構築に向けて
- P8 秋田県災害遺児愛護基金事業
～児童の健やかな成長を支援～
- P9 皆様の善意
- P10 “職場紹介リレー”特別養護老人ホームこもれびの杜(大仙市)
- P12 じぶんの町を良くするしくみ。赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金助成事業
「大湯村：小中高ボランティア体験講座
稲刈り(令和2年度)」
写真提供：(福)大湯村社会福祉協議会
(詳しくはP12へ)



ふれあいネットワーク

社会福祉法 法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集 I

優良社協表彰受賞 秋田市社会福祉協議会
「秋田市地域福祉おむすびネット」

～地域公益活動と社会福祉法人との連携～

秋田市社会福祉協議会(以下「秋田市社協という。’)では、秋田市地域福祉おむすびネットを通じて、社会福祉法人の連携による地域公益活動を行ってきました。その功績により、「秋田県社会福祉協議会会長表彰(優良社会福祉協議会部門)」を受賞しました。本来であれば秋田県社会福祉大会において、その実践について発表していただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け大会が中止となったため、本紙面でその活動を紹介していただきました。

秋田市地域福祉おむすびネットは、秋田市社協が「地域公益取組メニュー」を作成し、社会福祉法人は可能な範囲でそのメニューの中から活動を選び、地域公益活動に取り組む仕組みとなっています。

「おむすびネット」というネーミングは、社会福祉法人と地域を結ぶということ、社会福祉協議会(以下「社協」という。)が色々なメ



おむすびネットの経緯

ニューの入ったおむすびを作るので、社会福祉法人から食べたいおむすびを選んでもらおうということから名付けました。

平成29年度の社会福祉法人制度改革により、すべての社会福祉法人は地域における公益的な取組を実施することが責務となりました。

これを受け、秋田市社協では、平成29年度に、秋田市と協働で秋田市内55の社会福祉法人へのアンケートを実施するとともに、情報交換会や研修会を開催しました。

社会福祉法人からは、「地域の公益的な取組をする財源、人員、時間が足りない」、「地域のニーズや課題が分らない」、「地域の公益的な取組がどういふものなのか、何をしたらよいか分らない」、「余裕財産がないから公益的取組はやらなくてよい」という声が多くありました。中には、「社協が何もやらないから、そのとばかりが社会福祉法人にきたんだ」という厳しい意見もありました。

こうした意見等を踏まえて、社会福祉法人が連携する意欲を喚起

し、公益的な取組を通じて地域の福祉ニーズの解決を図ることにより、社会福祉法人の存在意義や地域の信頼を高め、また、市民の福祉への関心や理解を深めていくことを目指し、平成30年7月から「おむすびネット」を開始しました。



大雨により被災した世帯へ職員を派遣し復興支援

3 おむすびネットの「コンセプト」

おむすびネットを企画する際には、「社協が社会福祉法人に協力してほしいこと」、「社協と社会福祉法人が負担にならない取組になること」、「社会福祉法人が何ができるかイメージしやすい内容にすること」、「組織化せず、会費負担もな

く、気軽に参加できるようにすること」、「あまりお金をかけないでできること」をコンセプトに仕組みやメニューを作りました。

そして、秋田市所管54法人(秋田市社協除く)と、秋田市に本部があり広域で事業を展開している8法人に「社会福祉法人の熱い思いと温かい心で、未来につなぐ秋田の福祉をともに築いていきましょう。」と参加の呼びかけをしました。

地域公益取組メニュー

地域公益取組メニューは、次のとおりです。

1. 人材の提供

- ① 相談所への専門職の派遣(社会福祉士、介護福祉士)
- ② 講座等への専門職の派遣(介護講座、福祉講演)
- ③ 除雪支援(法人近隣の高齢者宅等の雪寄せ)
- ④ 災害時支援(災害により被災した高齢者等への支援)
- ⑤ フードバンクや子ども食堂等の支援
- ⑥ 見守り活動への協力

2. 社会資源の提供



店舗などに設置された食料品回収箱から回収する作業をお手伝いし、フードバンクあきたへお届けしました。

① 施設内での居場所の提供
(地域サロン、認知症カフェ、子育てサロン)

② 生活困窮世帯へ食料品や衣類を提供する団体が物品を保管する場の提供

③ 社会復帰をめざす高齢者、障害者等の授産施設等の作業体験

④ ボランティア体験プログラムの提供

⑤ 地区社会福祉協議会(以下「地区社協という」)、地区民生児童委員協議会、町内会などの

入と育成

福祉施設の見学の受入



中学生のボランティア体験受入

3. 社会福祉法人等が希望する取組

① 法人車両を使用した買い物等の送迎

② 介護教室の開催など



施設の近隣住民を対象に介護教室を開催

おむすびネット取組状況

○登録状況・主な登録メニュー

13 法人が延べ57のメニューに登録しています。

・施設の見学、施設での講習

9 法人

・講座等への専門職の派遣

7 法人

・ボランティア、福祉職希望者体験プログラム

7 法人

・災害時支援

5 法人

・社会福祉法人が希望する取組

4 法人

登録した法人の取組状況などは、秋田市社協のホームページや年1回秋田市内の全戸に配布する「秋田市社協だより」に掲載し、PRしています。

社会福祉法人の取組を紹介することによって社会福祉法人の存在意義を地域住民にアピールすることも必要と考えています。

活動を通して

地域の福祉課題は複雑多岐にわたることが増えており、社会福祉法人が連携することによって、法人単独ではできなかったニーズの把握や課題解決が迅速に行えるようになりました。

また、それぞれの社会福祉法人が長年培ってきたノウハウや専門性、各法人が有する資源を連携させることで、課題の早期発見、早期解決につ

ながるなど、地域にとっては非常にメリットが大きく、社会福祉法人が持つ様々な力を心強く感じています。地域で暮らす人々や企業・団体・施設などが連携して地域の課題解決に取り組むことが、地域福祉の推進や誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながっていくと思います。

地域包括ケアシステムの推進や、地域をとともに創る社会を目指す「地域共生社会の実現」のためにも、社会福祉法人の地域における公益的な取組はこれから必要不可欠であり、社協は、地域福祉推進の中核的な機関として、この取組に積極的に関わるべきと考えます。

社会福祉法人は、それぞれができることを無理せず、「地域の応援団」という意識で地域における公益的な取組を行っていくことが大事ではないかと思っています。

今後は、地区社協、民生委員・児童委員、NPO法人、社会福祉法人などで地域のニーズや必要なサービスなどについて意見交換を行う「地域応援協議会」を開催して、地域公益活動を更に推進していきたいと考えています。

(常務理事兼事務局長 田口 悟)

特集Ⅱ

「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業について

「地域共生社会」の実現に向けて、国では平成30年度と令和3年度に社会福祉法の改正を実施しています。

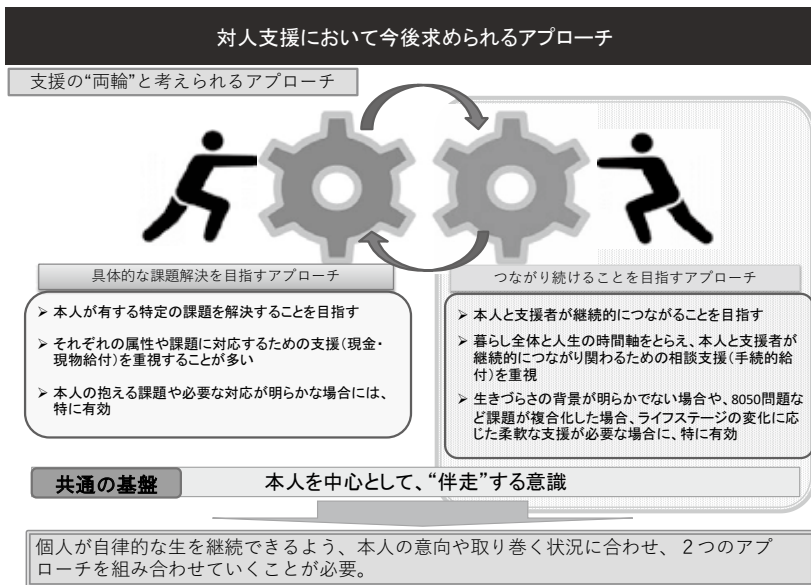
「地域共生社会」の実現に向けて、国では平成30年度と令和3年度に社会福祉法の改正を実施しています。

包括的な支援体制づくりについては平成30年度の改正時に既に規定されましたが、この度の改正においては、その体制づくりをより具現化するための方策として、新たに重層的支援体制整備事業（以下「重層的事業」という。）が創設されました。

こうした法改正や事業創設の背景としては、少子高齢化の進行等に伴い、支援を必要とする人が増える一方で、支援の担い手が減少し、支え合いの機能が低下していること、社会生活や価値観等の変化により、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、こ

れまでの制度や分野ごとの属性別の公的サービスでは対応が困難になっていることが挙げられます。

【図①】



（厚生労働省主催令和3年度重層的支援体制整備事業に係る人材養成研修資料より）

こうした課題に対しては、図①にあるように、従来の現金・現物給付などの「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ」の視点を加え、あくまでも本人（世帯）を中心として、「伴走」する意識を持つことが必要となります。

また、図②で示された「重層的事業」は、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を中心として、アウトリーチ等を通じた支援、多機関の協働による事業全体の調整機能などを含んだ幅広い内容になっています。

「重層的事業」は市町村の手上げによる任意事業となっており、誰もが暮らしやすい地域を目指すための手段の一つという位置づけになっています。

秋田県内においては令和3年度から大

館市が実施しているほか、6市町村が「重層的事業」への移行のための準備事業を実施しており、令和4年度以降に「重層的事業」に取り組む予定です。

このように、少し複雑な事業となっていますが、取組に当たっては、まずは各市町村内で十分な協議をしていただき、更には市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の地域福祉関係者のほか、地域づくりの側面も重要なため、福祉分野以外の産業、農業関係団体や住民等も含めた形で、体制構築の方向性や、あり方について話し合いをしていただく必要があります。ある意味では、その過程こそが「地域共生社会」の実現に欠かせないポイントであるとも言えます。

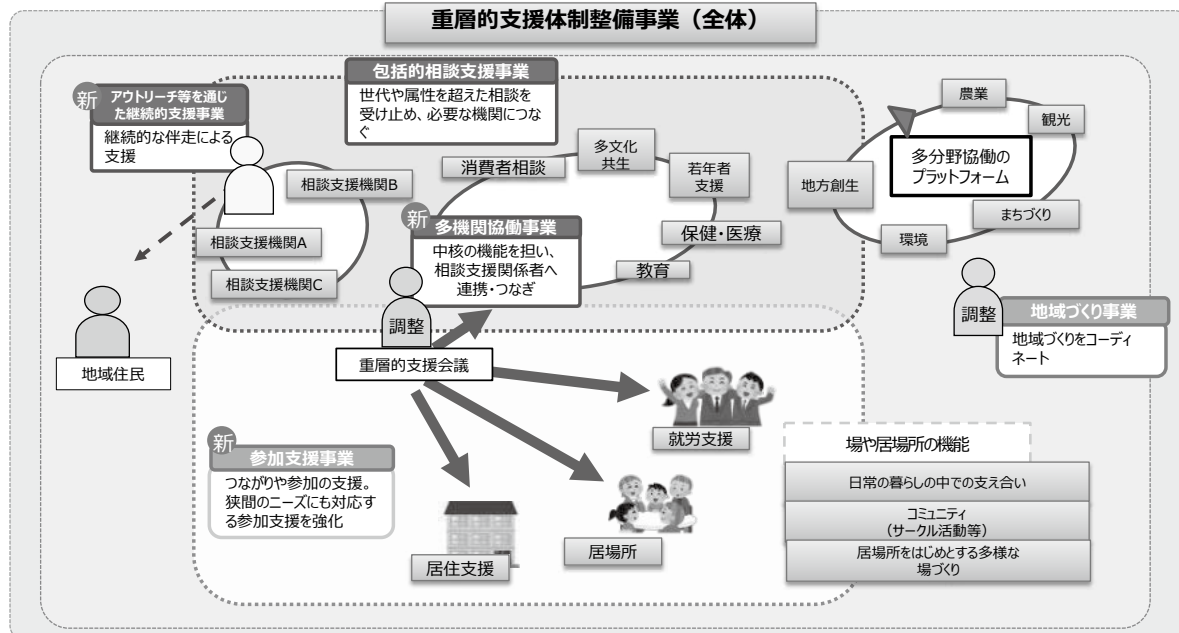
現在、事業を実施している市町村と情報共有をすることはもちろん、課題等については国の助言を仰ぎながら、ともに考えながら進めているところです。

今年は初年度であり、まだ運用面で流動的な部分もありますが、今後経験やノウハウを蓄積することで、好事例や参考事例につながるものと考えます。

【図②】

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



（厚生労働省主催令和3年度重層的支援体制整備事業に係る人材養成研修資料より）

包括的相談支援体制の構築について

秋田県では8月に全市町村を対象に包括的相談支援体制の取組状況等について簡単なアンケート調査を実施しました。

その中では、包括的相談支援体制の現状について、約6割の市町村が「既存の体制の中で、相互に情報共有や連携などすることに対応」しており、約3割が「ワンストップ型の総合窓口等を設置している」、あるいは「複雑・複合課題に対する会議を設置している」としています。市町村ごとにその実情に合わせた方法で地域の課題に対応していることが分ります。

また「重層的事業」への取組については、実施を予定している市町村、あるいは検討中（検討予定）の市町村はそれぞれ約3割となっています。同時に「重層的事業」に取り組むに当たって課題となるポイントを聞いたところ、「制度・事務手続きが複雑・難解である」と回答した割合が約6割、「財政負担、人員確保」を課題に挙げた割合が約3割でした。

このように、体制整備に関する

市町村の回答は様々でしたが、そもそも現場の実感として「複雑化・複合化した課題があるか、あるいは増えているか」との問いには、実に7割を超える市町村が「実感している」と回答しています。この結果からも包括的な支援体制の構築が必要であると言えます。

最後に、各市町村においては、今回の法改正や「重層的事業」の創設を機に、当事業を実施するかどうかも含めて、地域が抱える課題解決のため、そして、今後の地域共生社会の実現に向けた必要な体制づくりについて、地域の関係機関等とともに、意見を交わす機会などを設けていただければと考えています。

県としては今後とも情報提供、助言等を含め、研修会や意見交換会の場を設けることで、地域共生社会の実現に向けた体制構築の必要性、「重層的事業」の内容等について理解促進を図ってまいります。

事業に関する問合せ先

秋田県健康福祉部
地域・家庭福祉課 調整・地域福祉班
TEL (018) 860-1342

令和
3年度

秋田県ケアラー支援・普及啓発事業について

秋田県では、家族の一員が高齢や障害等により日常的に介護等が必要であることが原因で仕事を辞めたり学業に支障をきたすことのないよう支援することを目的とし、普及啓発セミナーの開催や情報発信などを行っています。

「ケアラー・ヤングケアラーの定義」

◇ケアラーとは？

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことをいいます。

◇ヤングケアラーとは？

ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。

※埼玉県ケアラー支援条例から引用)

【取組の背景】

高齢化の進行などにより、家族が介護することが当たり前であるとの義務感による心身の負担や悩

みを抱えている人が多くいるものと想定されており、介護によるストレスや「老・老介護」等が社会問題となつていきます。また、親の介護や親に代わって祖父母の介護を行うヤングケアラーについて、学業や社会経験等に支障をきたしている実態が報道されるなど、その存在と問題点が近年顕在化しています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga

「ケアラー支援・普及啓発事業」

秋田県では、次の取組を行っています。

- ① 普及啓発セミナー
- ② 相談援助従事者に対する実態調査

今年度、一般県民や介護・障害分野等の相談援助従事者などを対象に、ケアラーの現状や今後の支援などについて理解を深めるため、「ケアラー支援・普及啓発セミナー」をオンラインにより、2回開催しました。

第1回セミナーは、7月に開催し、ヤングケアラー支援をテーマに、一般社団法人ケアラーアクトシヨネットワーク協会 代表理事 持田恭子氏による基調講演のほか、県内在住の元・ヤングケアラー3名から実体験を発表していただきました。

9月の第2回セミナーでは、老・老介護や世界のケアラー支援等をテーマに、一般社団法人日本ケアラー連盟 理事 山口麻衣氏(ルートル学院大学教授)に基調講演をしていただきました。この講演では、ケアラーの概要や今後行政に求められているケアラー支援策等についての説明がありました。

2回のセミナーで、県内外から延べ約560名の方に参加していただきました。参加者へのアンケートでは、

○ 「ケアラーの定義について、考えたことがなかったので、多様にあるのだと驚きました。」

○ 「アドバイスを求めているではなく、話を聴いてもらいたい。」という言葉が印象に残っています。

○ 「ケアラーを漠然として意識していたことが身近な所にも存在することを知り、自らの関わりを再考することができました。」

などの意見が寄せられました。

【今後の方向性】

秋田県では、若い世代のケアラーが気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談窓口やオンラインによる「つどいの場」の開設、相談援助従事者に対する研修、県民向け普及啓発の充実に向け、教育機関などとも連携して取組を進めてまいります。

事業に関する問合せ先

秋田県健康福祉部
長寿社会課 介護人材対策班
TEL(018) 860-11364

緊急小口資金等の特例貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった世帯を対象に、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付を行っています。

特例貸付では、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯に対して、償還を免除する仕組みが設けられています。

申請期限は本年11月末です。で、申請をお考えの方は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

問合せ先

地域福祉・生きがい振興部
地域福祉・生活相談支援担当
TEL(018) 864-2713

	緊急小口資金	総合支援資金
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困難となっている世帯
貸付上限額	(感染症への罹患、休校措置等による子の監護等による休業等の場合) 20万円以内 (その他の場合) 10万円以内 ※上限額での申請の場合は状況確認のために追加書類等を求める場合があります。	(二人以上の世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内 《貸付期間》 原則3月以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
申請窓口	市町村社会福祉協議会	
その他	○令和3年11月までに総合支援資金の貸付を受け資金交付が完了する方は総合支援資金の再貸付の申請が可能です。 ○再貸付の申請には、各市町村に設置されている自立相談支援機関からの支援を受けることが要件となっています。	

【特例貸付の決定状況】

(令和3年10月15日現在)

	件数	金額
緊急小口資金	2,233件	346,090,000円
総合支援資金	847件	441,550,000円

※総合支援資金の件数には再貸付の件数、金額には延長貸付及び再貸付の金額を含む。

「あきた子ども応援ネットワーク」の構築に向けて

平成30年時点の全国の子どもの貧困率は13.5%で、7人に1人が貧困状態にあると言われています。こうした状況を受け、全国的に「子ども食堂」などの支援が広がっています。

本会では、今年度、「子ども食堂」などの活動に取り組んでいる県内の支援者等による連絡会議を開催し、支援者のネットワークの構築に向けて検討してきました。

現状と課題

◆「子どもの貧困」は周囲から見えにくく、「子ども食堂」などを利用することで貧困世帯とのレッチェルをはられることを敬遠し、積極的な利用につながっていないと言われています。また、支援に関する情報が少ないため、本来「支援」が必要な世帯に情報が十分に届いていない現状があります。

◆支援者は、「子ども食堂」や「食糧支援」「制服等リユース」「学習支援」など個別に活動する場合が多く、連携に課題があります。例えば「子ども食堂」を利用した親子の「制服等リユース」など他のニーズを支援につなげられていない

状況があります。それぞれの活動を持続可能なものとし、より効果的な展開を図るため、支援者が相互に情報を共有し連携する仕組みづくりが必要です。

◆県民や企業等が食材の提供、活動への寄付、ボランティアでの協力などを希望する場合、受入可能な支援者を探すことが困難です。支援者の活動を応援するための窓口を明らかにし、周知することが必要です。

ネットワークの立ち上げ

こうした課題に対応し、子どもの食や学習の支援をはじめ、子どもたちが身近な地域で集うことができる居場所づくりの活動を推進するため、支援者による「あきた子ども応援ネットワーク」を構築し、WEBサイトを開設することとしました。

本会では、子どもたちの現在と未来を応援するため、今後もこのネットワークを通じて様々な活動に取り組んでいきます。

※WEBサイトは近日公開予定です。本会ホームページでお知らせしますのでご期待ください。

「児童の健やかな成長を支援」

秋田県災害遺児 愛護基金事業

秋田県災害遺児愛護基金事業は、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり重い障害が残ったりした場合、義務教育修了前の児童を養育している保護者に、見舞金や激励金、入学・卒業祝金をお届けし、児童の健やかな成長を支援する事業です。

この事業は、県民の皆様の善意による寄附金を基金に積み立て、その運用益により運営しています。

Q1 対象になる災害は？

交通災害・労働災害・自然災害です。

※火事、屋根の雪下ろしによる死亡、突然死等の場合は、対象外となります。

Q2 支援の対象は誰？

0才から中学3年生までの児童を養育する保護者にお届けしますが、あくまでも児童の養育への支援ですので、そのために活用していただきます。

Q3 支援の種類は？

- ① 見舞金…1人につき10万円（支援の対象になったとき）
 - ② 入学祝金…1人につき5万円（小学校・中学校に入学する年の3月頃 ※特別支援学校を含む）
 - ③ 激励金…1人につき年3万円（毎年12月）
 - ④ 卒業祝金…1人につき5万円（義務教育を修了する3月頃）
- 令和2年度は「見舞金」2件、「入学祝金」4件、「激励金」29件、「卒業祝金」4件の計39件、総額147万円をお届けしています。

今後も児童の健やかな成長の一助となるよう、本会としても基金事業の運営に努めてまいりますので、引き続き皆様からのご支援とご協力をお願い申し上げます。

また、基金事業の内容や寄附に関するチラシを新たに作成しました。配布にご協力いただける場合は、ぜひ本会までご連絡ください。

問合せ先
総務企画部
TEL (018) 864-2712

**秋田県
災害遺児愛護基金**

秋田県災害遺児愛護基金事業は、県民の皆様の善意による寄附金を基金に積み立て、その運用益により運営しています。

子ども達の心身の健やかな成長のため、皆様からの温かいご寄附をお待ちしています。

ご寄附について

まずは本会へ直接ご連絡ください。

STEP 1

本会より
寄附金申込書
専用振込用紙
(送金手数料無料)
を送付いたします。

STEP 2

寄附金申込書に
ご記入の上、本会まで
FAXしてください。
(FAX 018-864-2702)

STEP 3

「秋田銀行」または
「北都銀行」の本支店で
専用振込用紙にて
(送金手数料無料)
お振込みください。

または
秋田魁新報社を通じてご寄附いただけます。

秋田魁新報社各支社に寄附金をご持参ください。
秋田魁新報「善意」の欄に掲載されます。

こちらからもご寄附の流れをご確認いただけます。
本会ホームページ「寄附・募金」ページへ

本事業へのご寄附に関するお問い合わせは、次へお願いいたします。

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 総務企画部
TEL 018-864-2712 FAX 018-864-2702
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会2階 <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>

チラシが新しくなりました！

慶事・仏事・中元歳暮等贈答品の販売

敬老記念品・記念楯・秋田特産品・民芸品など取扱中



株式会社 桜竹

〒011-0936 秋田市将軍野南4-1-12

TEL: 018-846-4888 FAX: 018-847-1667

<https://www.ouchiku.com>

桜竹

検索

皆様の善意

【令和3年8月5日から

9月30日まで】

◎ご寄附◎

●匿名様

10,000円

●そごう・西武労働組合秋田支部様

10,642円

●互大設備工業株式会社様

1,000,000円



互大設備工業(株)様 寄附金贈呈式

◎物品預託等◎

●北日本コンピューターサービス株式会社様

株式会社様



北日本コンピューターサービス(株)様 感謝状贈呈

スタンダード(介助式)車椅子

リクライニング式車椅子

10台 10台

県内の高齢者・障害者福祉施設

20か所へ

●一般社団法人生命保険協会

秋田県協会様

《福祉巡回車(軽自動車)》

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会へ

《ふれあい福祉募金(各10万円)》

就労継続支援B型を実施する

5事業所へ

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

●由利本荘市東部地区

民生児童委員協議会様

21,000円



(一社)生命保険協会秋田県協会様 寄附金贈呈式

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問合せ先

総務企画部

TEL(018) 864-2711

技術と信頼で明日を拓く



互大設備工業株式会社

代表取締役 脇屋 憲一

本社/秋田市添川字境内川原228-27

TEL.018(833)9270・FAX.018(834)6304



「木漏れ陽に憩う」

特別養護老人ホームこもれびの杜
施設長 内村 子畝

当施設併設のデイサービス「フレンドイ大曲」では、介護やデイサービスにちなんだ事柄をテーマとした「フレンドイ大曲短歌俳句川柳大賞」を、平成17年度から毎年開催しています。これまで多くのご利用者やそのご家族、地域の皆様からご投稿いただき、昨年で16回目を迎えました。

これまでご応募いただいた全ての作品に、老いや介護を通じた様々な生活の一端がうかがえ、同じ作品はひとつとしてありませんでした。

日常の慌ただしさの中でも心の安らぎを詠んだ作品、思うに任せない人生にも前向きに生きる姿を詠んだ作品、介護士に対する感謝の思いを詠んでくださった作品、どの作品も、短い調べに乗せて家



「木漏れ陽に憩うⅠ～Ⅲ」

族や友人や介護スタッフへの想いが詠まれています。短歌・俳句・川柳という日本古来の伝統的文芸の奥深さに改めて驚かされます。私たち高齢者介護に携わる者にとって、ご利用者の気持ちに寄り添った行動や言動をすることは当然のことです。しかし、日常の忙しさの中で、そうした細やかな気配りが時におろそかになってしまいうこともありま。そんな時、ご応募いただいた作品に触れることを通して、職員は原点に立ち戻る機会をいただいています。

また、受賞作品を中心に5年ごとに記念誌「木漏れ陽に憩う」を刊行しており、昨年は15回記念誌を刊行しました。記念誌を通じて、高齢者の想いや覚悟に触れるたびに、この大賞を続けてきたことの意義深さを改めて感じています。

No.1

がん保険
医療保険
保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号
約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)

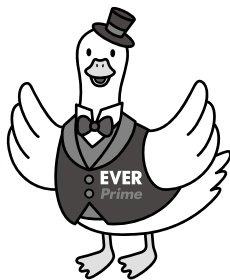
●契約年齢●
0歳～
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに

NEW



NEW/
医療保険

EVER
Prime

心配な
「がん」の
備えに



アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 秋田支店

☎ 0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

秋田支店

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3階

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2020-0349-2102009 11月10日

令和3年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション: 使用者賠償責任補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

(新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。)

② 施設職員の傷害事故補償

④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



運動期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)

令和3年度秋田県キャッチコピー
住む町を支えるやさしさ 赤い羽根
(三種町 篠田 健三 さん)

住む町を支えるやさしさ
赤い羽根

令和3年度 赤い羽根共同募金運動キャッチコピー
最優秀賞 篠田 健三さん(三種町)

令和元年度募金活動の様子(北秋田市)

赤い羽根共同募金
www.akaihane.or.jp 赤い羽根 共同募金

スマホからも募金できます。

令和3年度共同募金運動啓発ポスター

いつも赤い羽根共同募金運動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
今年で75回を迎える赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。
昨年度は新型コロナウイルス感染拡大下での募金活動となりましたが、県民の皆様から変わらぬご支援をいただきましたことに心からお礼申し上げます。
秋田県共同募金会では、コロナ禍で生活様式や福祉のあり方が大きく変わるなか、皆様はやさしさとともに地域を支えられるよう運動に取り組んでまいります。引き続きご協力をお願い申し上げます。

令和3年度秋田県募金目標額
191,804,152 円

【助成計画の概要】

	あなたの町の社会福祉協議会の活動に ……………	46.0%
	あなたの町の福祉団体やNPOの活動に ……………	15.4%
	あなたの町で運動を進めるための経費に ……………	6.7%
	秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に ……………	10.6%
	災害等準備金の積立や災害時の緊急配分金に …	4.7%
	秋田県全体で運動を進めるための経費に ……………	16.6%

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。

～「じぶんの町を良くするしくみ。」の心強い味方～

赤い羽根共同募金あきた応援隊ご当地キャラクター隊員

秋田県共同募金会では「じぶんの町を良くするしくみ。」である赤い羽根共同募金運動の推進のために、秋田県内のご当地キャラクターの皆さんと協働し、「赤い羽根共同募金あきた応援隊」として募金活動や福祉教育に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で募金活動の機会は少なくなりましたが、今年はご当地キャラクター隊員の皆さんが赤い羽根共同募金について学べるマンガに登場し、運動のPRをしてくれています。

本会ホームページから、どなたでもご覧いただけます！

『応援隊と学ぼう 赤い羽根共同募金』

<http://www.akaihane-akita.or.jp/pages/page/kids>



社会福祉法人
秋田県共同募金会

TEL 018-864-2821

HP <http://www.akaihane-akita.or.jp/>

赤い羽根 あきた

検索